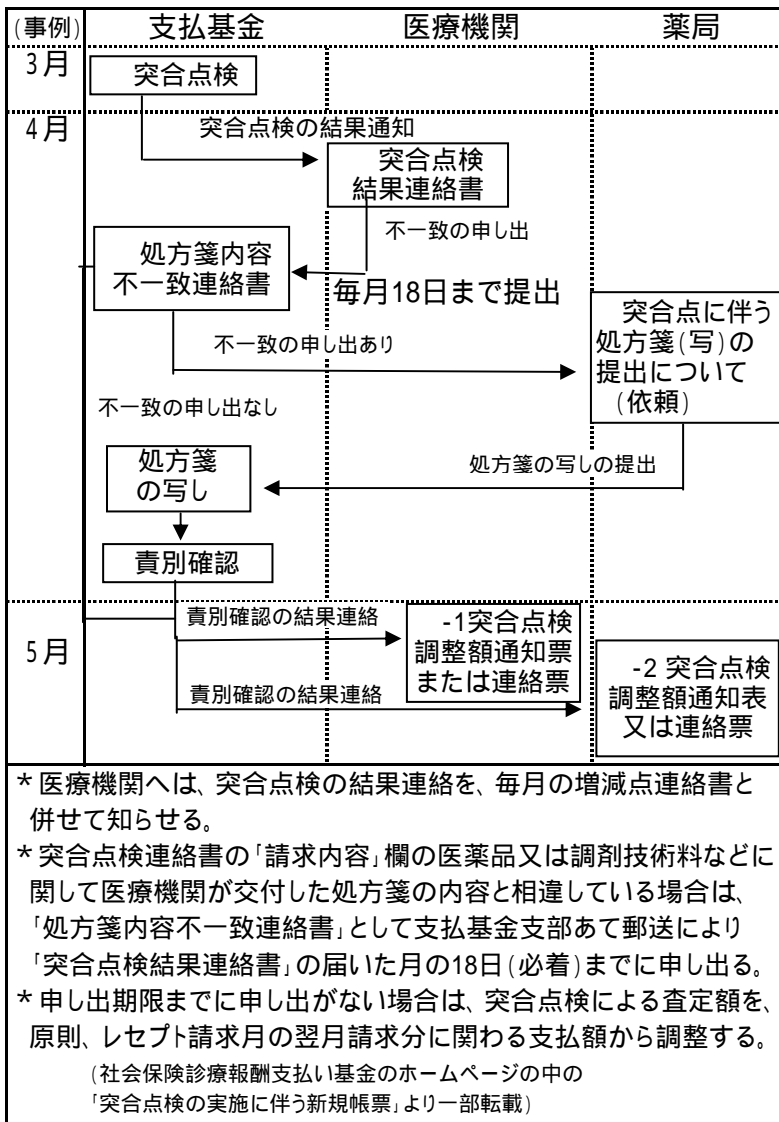




## 突合点検に係わる責別確認の流れ



### 1. 突合点検の概要

処方箋を発行した医療機関の電子レセプトと、調剤を実施した薬局の電子レセプトを患者単位で照合する。従来は1,500点以上の調剤レセプトのうち、保険者が指示したレセプトが点検の対象であったものを、今後は医科レセプトと調剤レセプト双方が電子レセプトの場合、すべての調剤レセプトを医科レセプトと突合し、調剤レセプトに記録されている医薬品の適応症が医科レセプトに記録されているか、医薬品の投与量が適当かといったチェックを原審段階で実施する。査定対象(疑義)となるものがあっても医療機関の発行した処方箋を取り寄せて確認する場合があるため、当月分の医療機関への支払は全て請求通り支払われ、同時に医療機関に処方内容を確認の上、処方内容が異なるものは薬局から処方箋を取り寄せ確認し、請求翌々月に調整する。再審査も同様とする。

### 2. 縦覧点検の概要

複数月にわたって同一医療機関から請求された同一患者の入院・入院外のレセプトをコンピューターで紐付けする。コンピューターにより、以下のような視点でチェックし付箋を貼付する。  
1)複数月に1回と定められている検査など  
2)2回目以降減額と定められているもの  
3)患者1人につき1回のみ算定と定められているもの  
付箋が貼付されたものを中心に、あくまでも審査委員が前月のレセプトを確認するの必要を考えたものに限られる。縦覧点検では、当月請求されたレセプトについて、過去のレセプト(最大6ヶ月)を参考に、従来単月では判断できなかった診療項目を対象に、当月分の点検を行うので、過去のレセプトは査定対象にならない。縦覧点検を開始する月から最大過去6ヶ月に遡るのではなく、まずは開始月だけ、翌月は2ヶ月分と増やしていく。

### 3. 支払基金に問題提起した課題とその対応

- 【課題1】調剤レセプトに記録されている医薬品の適応症が医科レセプトに記録されていない場合、一方的に医療機関から査定し、薬局が誤っていた場合、後から医療機関が差審査請求をしなければならないこと。  
 (支払基金の対応) 医療機関が発行した処方箋を取り寄せて内容を確認する場合があることから、当月分の医療機関への支払はすべて請求通りとし、保険者には減点したレセプトで請求する。(以下略)
- 【課題2】薬局が先発品と後発品で適応症が異なる医薬品を処方した場合の取り扱いをどうするか。  
 (支払基金の対応) (省略: 12月15日現在厚労省へ照会中とのこと)
- 【課題3】医療機関の薬剤が査定されたことで、薬局の調剤料(一包化加算など)の減点分を医療機関から減点するという取り扱いがされていること。  
 (支払基金の対応) 一包化加算等、医師の同意や確認が必要な調剤技術料が突合点検の結果査定となった場合は次のとおり取り扱う。
- 1) 保険薬局が医師の処方箋による指示または、医師の了解を得た上で一包化などを行って、当該加算を算定した場合薬剤の査定に伴う当該加算などの調剤技術料の査定は医療機関から調整する。
  - 2) 医師の処方箋による指示もなく、医師の了承も得ず一包化等を行い、当該加算を算定(通知違反)した場合 薬局から調整する。(以下略 なお上記の 1. 2. 3. は平成23年12月15日の日医(保199)より転載)

**gsk** GlaxoSmithKline 生きる喜びを、もっと  
Do more, feel better, live longer

定量噴霧式アレルギー性鼻炎治療剤

処方せん医薬品(注意-医師等の処方せんにより使用すること) 薬価基準収載

**アラミスト<sup>®</sup> 点鼻液27.5 $\mu$ g 56噴霧用**

**Allermist<sup>®</sup> 27.5 $\mu$ g 56metered Nasal Spray** フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液

※「効能・効果」、「用法・用量」、「用法・用量に関連する使用上の注意」、「禁忌を含む使用上の注意」等については添付文書をご参照ください。

製造販売元(輸入) **グラクソ・スミスクライン株式会社** グラクソ・スミスクラインの製品に関するお問い合わせ・資料請求先  
TEL: 0120-561-007 (9:00~18:00/土日祝日および当社休業日を除く)  
〒151-8566 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-6-15 GSKビル FAX: 0120-561-047 (24時間受付)

2010.5